

飯塚市集中改革プラン

平成19年3月

飯 塚 市

目 次

	ページ
はじめに	1
集中改革プランとは	1
計画推進期間	1
集中改革プランの位置付け	1
推進体制と公表	2
改革の取り組み	
1．事務事業の見直し、経費節減等	
（1）事務事業の見直し	2
（2）経費節減の取り組み	2
（3）行政評価制度の導入	2
（4）入札・契約の適正化	3
（5）外部監査制度導入等による監査機能等の充実・強化	3
2．民間委託等による民間活力の活用	
（1）民間活力の導入	3
（2）指定管理者制度の活用	3
（3）PFI手法の適切な活用の検討	3
（4）市場化テストの積極的な活用の検討	4
3．組織機構の見直し、定員管理の適正化	
（1）組織機構の見直し	4
時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築	4
組織のフラット化と庁内分権の推進	4
（2）定員管理の適正化	4
4．給与等の見直し	5
5．公共施設の統合整理及び有効活用等	
（1）公共施設の統合整理等	5
（2）公共施設（空きスペース等）の有効活用	5
（3）公共施設のサービス向上	5

6 . 歳入の見直し	5
7 . 補助金等の見直し	6
8 . 外郭団体等の経営の健全化（第三セクター等の見直し）	6
9 . その他	
(1) 職員の意識改革と人材育成	6
(2) 行政サービスの充実向上	7
(3) 協働によるのまちづくりの推進	7
(4) 市民の参画機会の拡充	8
(5) 情報公開・情報提供の充実	8
10 . 地方公営企業の経営健全化	8
職員数	9
効果見込額	10
推進項目	11 ~ 25

I はじめに

本市では、平成18年6月8日、市長を本部長とする「飯塚市行財政改革推進本部」を設置し、財政危機を乗り越えるためのあらゆる手立てを講じながら、抜本的な改革の取り組みを進めていくことにいたしました。その後、市民などの有識者9人で構成する飯塚市行財政改革推進委員会の大綱答申及び実施計画にかかる意見・提言を受け、同年11月6日に「飯塚市行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画」を策定したところです。

そして、このたび、この実施計画もとづき、国が示す「新地方行革指針」に沿って、平成18年度から平成21年度までの4ヵ年を計画期間とする「飯塚市集中改革プラン」を策定しました。自主・自立したまちづくりを推進するため、市民の皆様にはこれまで以上に積極的に情報を公開し、意見等を聴きながら安定した行財政基盤の確立を図ってまいります。

II 集中改革プランとは

総務省が平成17年3月29日に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)において行財政改革大綱に基づいた取り組みを集中的に実施するため、すべての地方公共団体に対し、平成17年度を起点として平成21年度までの取り組みについて住民にわかりやすく示した計画を17年度中に公表するように求めています。

III 計画推進期間

本市の場合、平成18年3月26日に合併を控えていたこともあり、平成18年度中にこれを策定することとし、18年度を起点として、平成21年度までの計画を推進期間とします。

IV 集中改革プランの位置付け

行財政改革大綱に基づき、集中改革プランには、事務事業の見直しや経費節減、歳入の確保、民間委託等の推進、市職員における定員管理や給与の適正化などといった今すぐに飯塚市が取り組むべき事項を中心に掲げています。

なお、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で随時見直しを図るものとします。

V 推進体制と公表

市民の理解と協力のもとに、行財政改革大綱等及び集中改革プランに基づく行財政改革を着実に推進するため、行財政改革の推進状況について、飯塚市行財政改革推進委員会に適宜報告し、さまざまな立場と観点から意見・提言を求めるとともに、市の広報誌やホームページ等を通じて公表し、計画の実効性及び行政の透明性を確保します。

VI 改革の取組み

1. 事務事業の見直し、経費節減等

(1) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政の責任分野を見直すとともに、現状にそぐわない事務事業、行政関与の必要性が低く民間に任せるべき事務事業、経費に比較して行政効果の低い事務事業、緊急性の乏しい事務事業等についてはもとより全事務事業のゼロベースからの見直しを図る必要があります。今後は、行政効率や効果の観点から、事務事業を実施する場合は、目標を掲げ、事業完了後には必ず検証・評価を行い、その結果を次の業務に反映させ、縮小、廃止、選択等も含め事務事業継続の必要性について検討します。

(2) 経費節減の取組み

① 民間の経営手法を取り入れた事務事業の効率化・重点化

行政運営においても民間企業と同様に、スピード、目標志向、コスト意識等を徹底し、緊急度・優先度・必要性等を考慮した事務事業の選択、事務手続きの改善、情報通信技術の推進等により事務事業の効率化・重点化を図ります。

② 公共工事コストの縮減

公共工事については、地域の実情等を勘案しつつ、国における「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に沿って、従来から取り組んできた工事費の縮減だけでなく、工事期間の短縮や施設の品質向上、環境負荷の低減等を図りながら、工事の効率性を高め、長期的なコスト低減を含めた総合的なコストの縮減に努めます。

(3) 行政評価制度の導入

新たな事業に着手する前や事業が完了した後に、事務事業の効率性（費用対効果）、有効性（目標達成度）を具体的な指標で客観的に分析・評価し、今後の事務事業の見直しや優先施策・重点施策の検討に役立てるため、行政評価システムを導入します。

(4) 入札・契約の適正化

公共工事の入札・契約に対する信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針」により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取り組みを進めます。

(5) 外部監査制度導入等による監査機能等の充実・強化

本格的な地方分権を迎え、行政の説明責任が増大するなか、適正で効率的な行政運営を確保し、市民の信頼と負託に応えるため、外部監査制度など新たな監査制度の導入を検討し、監査機能等の充実・強化を推進します。

2. 民間委託等による民間活力の活用

(1) 民間活力の導入

効率性や有効性の向上に向けた行政経営の改革のために、民間企業の経営手法を可能な限り公的部門に導入していくこととし、「公共サービスであっても民でもできる業務」については、大量定型的な業務や時期的に集中する業務などはアウトソーシングを取り入れます。また、「公でなければできない業務」についても、外部の人的資源を可能な限り活用するなどの方針を策定し、積極的なアウトソーシングを展開します。

(2) 指定管理者制度の活用(※注1)

公の施設の管理運営に関しては、合併協議会で策定した「公の施設に係る指定管理者制度導入に向けての取組方針」に基づき、全施設について導入の検討を行い、導入可能な施設については、すでに平成 18 年度から指定管理者制度に移行していますが、その他の施設についても、管理のあり方について再度検証を行い、利用者へのサービス向上と効率的な管理運営方法が期待される施設については、早期の導入を図ります。

なお、すでに指定管理者制度を導入している施設についても、行政サービスの向上、管理コストの削減等制度本来の趣旨に合致しているかなどの視点から再評価し、必要があれば委託内容の変更を検討します。また、効果の乏しい施設については、直営との対比を含め、委託内容の改善等について検討します。

(3) P F I 手法の適切な活用の検討(※注2)

公共施設などの建設、維持管理、運営などについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスが提供され地域経済の活性化に資すると考えられるものについては、P F I 手法の導入を検討します。

(4) 市場化テストの積極的な活用の検討（※注3）

国、地方公共団体が実施する公共サービスに関して、民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が平成18年7月7日に施行されましたが、法律の趣旨を勘案して、市場化テストの実施を検討します。

3. 組織機構の見直し、定員管理の適正化

(1) 組織機構の見直し

① 時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築

急激な社会経済環境の変化や本格的な地方分権を迎える中で、新たな行政課題に積極的に取り組み、多様・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、市民との連携・協働に即応できる柔軟で効率的な組織・機構を構築し、本市自らの権限と責任のもと、本市固有の事情や地域特性に応じた市民本位の政策展開ができるよう、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る政策主導型組織体制の構築を図ります。

② 組織のフラット化（※注4）と庁内分権の推進

市民ニーズの迅速な対応やスピーディな意思決定の観点から、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制について検討を進めます。

また、権限の移譲などによる事務処理・意思決定の迅速化、責任の明確化、さらに職員の主体性の発揮や組織編制・人員配置を機動的・弾力的に行うことができるような体制づくりに努めます。

(2) 定員管理の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら「よりよいサービスをより早く、より効率よく、より効果的に」市民に提供することを前提に適正化に取り組みます。

そのため、抜本的な事務・事業の整理、組織の効率化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、情報通信技術の推進、地域協働の取り組みなどを通じて、職員数の削減に取り組みます。

特に、合併に伴い総合支所方式を採用しましたが、事務事業の量に応じた職員の適正配置等に未だ課題があることから、事務事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の効率化、一層の定員管理の適正化に努めます。

4. 給与等の見直し

給与制度については、職員の能力・実績を重視した給与システムの導入の検討を行い、諸手当等についても社会情勢等を考慮しながら早期の見直しを検討します。

5. 公共施設の統合整理及び有効活用等

(1) 公共施設の統合整理等

合併により増加した生涯学習・文化施設、スポーツ施設、保健福祉施設等の公共施設については、必要性・効率性・有効性の検証を行い、目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設の統合・廃止、他施設(用途)への転用を積極的に進めるとともに、民間と競合する施設については民間譲渡等を含め検討します。

(2) 公共施設(空きスペース等)の有効活用

合併や少子化の急速な進展などに伴い、支所などの公共施設(小・中学校の空教室などを含む。)では、空きスペースなどが生じており、少子高齢対策のための各種事業や生涯学習活動などのための施設の有効利活用を検討します。

(3) 公共施設のサービス向上

市民の利用希望の多い公共施設は、要望内容、利用実態、利便性、費用対効果等を検討し、可能な限り、開館日の拡大、開館時間の延長、実施事業の改善など利用者の側に立った弾力的な対応を念頭に、柔軟に幅広い角度から検討を行い、効果・効率的な施設運営に努めます。

6. 歳入の見直し

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の観点から、市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入(以下「市税等」という。)などの確保にあたっては、課税等客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納は、納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税者等の納税等意欲を減退させることになるので、負担の公平性の観点から徴収と滞納整理等に積極的に取り組むことにより、収納率の向上を図りながら、自主財源の確保に努めます。

また、遊休市有地の売却に積極的に取り組むとともに、公の施設使用料、手数料等税外収入の見直しについては、本市の財政状況を考慮した中で、県内及び類似自治体と比較しながら改定額、改定期、改定サイクル等を早期に検討します。

7. 補助金等の見直し

各種団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、公平性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進します。そのため、既設の補助金等については、終期の設定や目標を設定し、検証・評価を行い、

不断の見直しなどを行います。また、補助金等の新設は極力抑制するとともにやむを得ず新設する場合もその必要性、効果などを精査のうえ、終期を明記し絶えず見直しを行います。さらに、補助金交付団体に対しては、自助努力を促すとともに補助金の使途の透明性の向上と有効活用を図るよう指導します。

8. 外郭団体等の経営の健全化（第三セクター（※注5）等の見直し）

外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクターなど）については、社会経済情勢の変化などを念頭におき、独立した団体としての自立性を高め、質の高いサービスを提供するため、業務内容、活動実績、運営状況などの現状を把握し、設立目的に照らしながら、業務の効率化など改善の観点から将来のあり方について検討を行い、実情に応じ整理・統合などを行います。

なお、運営にあたっては、自助努力による経営の独立性を基本とし、長期的視野にたって、職員の適正配置（派遣の見直しを含む。）、組織・機構の簡素・合理化、職員給与・手当の適正化を行うとともに情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図ります。

9. その他

（1）職員の意識改革と人材育成

① 意識改革

職員一人ひとりが、市民へのサービスの提供者として、また、地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう意識改革を進めます。

また、行財政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが常に自己の仕事に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、市民の期待と要望に応じていこうとする職場風土を醸成していきます。

② 人材育成

地方分権が進展し、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく行政運営が求められており、職員一人ひとりが政策形成能力をより一層磨き、時代の要請に対応して、自覚と責任をもって施策を遂行しなければなりません。そこで平成18年8月に策定した人材育成基本計画に基づいて、長期的かつ総合的な視点で職員の能力開発を効果的に推進するとともに、幅広い見識を養うため、民間企業及び国、県等他自治体との人事交流を推進します。

③ 人事制度の確立

職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことができる環境の

実現のため、これまでの年功序列型の人事制度から、能力や業績評価に基づく人事管理の土台として、客観的で公平性や透明性の高い実効性のある新たな人事制度を早急に整備します。

(2) 行政サービスの充実向上

① 行政サービスの統一・平準化

合併時に調整できなかった旧市町間の不均一な事務事業、地域間格差が生じている行政サービスについては、早い時期に統一・平準化することが重要な課題であり、合併協議会での議論を念頭に置きながら、地域の実情等も勘案し、市民に情報提供を行い、理解を得ながら早期の改善を図ります。

② 窓口サービスの向上(市民への適切な対応)

窓口(電話による対応を含む。)は、市役所と市民の接点であり、窓口業務の適切な対応、そして市民に親しまれる窓口サービスが求められています。市民への応対時には、あいさつはもとより、その申請・相談・要望には、親切、丁寧、正確、迅速、公平を旨として、市民に納得していただけるサービスを提供します。

③ わかりやすい事務手続きの推進

市民の立場に立った誠実な対応に徹し、わかりやすい事務手続きの推進と手続きの簡素化・迅速化に努めるとともに、市民向けの文書や市民との対話において、いわゆる「役所ことば」の改善を徹底します。

④ 行政サービスの情報化の推進

電子自治体(*13)を推進することにより、市民が申請・届出のため窓口へ出向くことを極力少なくするほか、行政サービスの内容説明、手続方法などをわかりやすく市のホームページで提供するなど市民サービスの向上を図るとともに、業務改革を推進します。

(3) 協働によるまちづくりの推進

あらゆる人が平等で人権が尊重され、活力と魅力にあふれた地域社会を築くため、市民、自治会などのコミュニティ団体、ボランティア団体、NPO、企業、大学など多様な主体と対等の関係に立って、協力しあい、相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、市が協働を期待する分野を明らかにし、市民活動団体の育成・支援や地域コミュニティの活性化に努め、協働のためのシステムを構築します。

(4) 市民の参画機会の拡充

① 市民の参画機会の拡充

市が設置する審議会、協議会等に幅広い市民の参加を求め、市民の声を政策形成過程に生かすとともに、市民が施策・事業の実施に積極的に参画できる環境づくりに努めます。

② パブリック・コメント（市民意見募集手続）制度の導入（※注6）

計画や事業などの立案、原案段階において、広く市民の意見を受け入れ、これを成案に反映していくパブリック・コメント制度の導入を図ります。

(5) 情報公開・情報提供の充実

① 情報公開及び個人情報保護制度の充実

本市の情報公開条例の的確な運用に努めるとともに、個人情報保護条例の適正な運用によるプライバシーの保護に最善の配慮をしながら、情報の積極的な公開及び提供に努めます。

③ 市民への情報提供等の充実

市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を図っていくために、施策・事業の取組内容や進捗状況など行政情報を市広報誌やホームページなどの様々な媒体により提供していきます。

また、各種会合の活用や出前講座の実施などを積極的に活用し、行政の考え方を市民に説明する機会を拡大していきます。

10. 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業（上下水道事業、病院事業）の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、料金の適正な見直し、収入の確保などに努めるとともに、事務事業の簡素・効率化、指定管理者制度・PFI事業・民間委託等の民間的経営手法の導入の推進、給与及び定員管理の適正化に努めるなど経費の節減合理化を図り、経営の健全化に向けた財務体質の改善を図ります。

また、計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中長期経営計画の策定、行政評価の実施、積極的な情報公開などに取り組みます。

※注1 指定管理者制度

民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人その他の団体（指定管理者）が行う制度です。

※注2 PFI

PFIとは、公の施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力を活用して行う新しい手法です。民間の持っているインフラや経営手法を使うことで、行政機関が独自に運用するよりもコストの削減が望めるため、行政側としては新たなサービス導入に力を割くことができます。平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律（PFI法）」が制定されています。

※注3 市場化テスト

これまで行政が行うこととされてきた公共サービスについて、行政と民間事業者の双方が対等な立場で競争入札を行い、実施者を決める仕組み（官民競争入札制度）をいいます。

※注4 組織のフラット化

多くの階層の組織をなるべく少ない階層に見直し、意思決定の過程の簡素化を図るものです。

※注5 第三セクター

国や市町村などの行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を補完・代行する団体を意味します。また、第三セクターとは、市町村が出資等を行っている社団法人及び財団法人並びに商法法人をいいます。

※注6 パブリック・コメント制度

行政の意思決定過程において広く市民に素案を公表し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う制度です。

VII 職員数

平成22年4月1日までに、平成18年度当初と比べ、146人の削減を目標といたします。

Ⅷ 効果見込額

単位：百万円

年 度 項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
事務事業の見直し	116	447	644	658	1,865
経費節減の取組み	7	67	100	100	274
指定管理者制度の活用	0	39	120	120	279
組織機構の見直し	0	137	137	205	479
定員管理の適正化	0	637	190	241	1,068
給与等の見直し	15	203	375	436	1,029
公共施設の統合整理及び有効活用等	0	187	286	431	904
歳入の見直し	157	267	314	1,118	1,856
補助金等の見直し	4	176	414	418	1,012
外郭団体等の経営の健全化	0	0	18	18	36
合 計	299	2,160	2,598	3,745	8,802

Ⅸ 推進項目

1 事務事業の見直し、経費節減等

(1) 事務事業の見直し

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
1	人材育成事業の抜本的見直し	高校生海外派遣事業については、一時凍結を含め、中学生の海外派遣事業と併せ、総合的な人材育成の観点から再検討を行う。		検討・実施	→	→	総合政策課・学校教育課
2	行政ネットワーク回線の見直し	行政ネットワークについて業務系と情報系（インターネット）の2回線で構築しているものを1回線に変更することにより回線使用料の節減を図る。	実施	→	→	→	情報推進課
12	飯塚オートレース場運営の見直し	オートレース事業の直営を継続するため、構造改革を積極的に実施するとともに、事業収支改善計画に則った経費削減及び売上拡大を積極的に展開していく中で、包括的民間委託導入も視野に入れて検討する。	検討・実施	→	→	→	事業管理課
13	公営住宅建替事業の見直し	平成18年度中に市営住宅ストック総合活用計画を策定することから、公営・改良住宅建替事業の見直しを行う。	実施	→	→	→	住宅課
14	同一・類似目的等で設置された公共的団体の統合の推進	市民との協働のまちづくりを推進する上で、市と公共的団体等がこれまで以上に連携・協力した体制づくりを行うことが求められており、効率的・効果的な事務事業の展開を図るため、同一・類似目的等で設置された公共的団体の早期統合を推進する。		検討	→	実施	関係課
15	大規模投資的事業の見直し	公共施設については、市町合併による同一・類似目的の施設が多数存在し、公の施設の統合整理及び有効活用を図ることが必要である。このような中で、新たな公共施設の建設や大規模改修工事は、より慎重に検討を重ね、市民の理解を得なければならないものである。市民生活に密着した事業、少子高齢社会対応・定住化促進に向けた福祉・教育事業、雇用拡大・創出事業、旧市町からの長年の懸案事業等に対応する大規模投資的事業についても、将来のまちづくりを見据え、一時凍結も含め、取捨選択しながら実施しなければならないものであるため、新市総合計画と整合性をもった建設計画を策定する。		検討・実施	→	→	関係課
16	福祉給付金給付事業の見直し	類似した給付事業との調整を行うなど、当事業の見直しを行う。	検討	実施	→	→	社会・障がい福祉課
17	長寿祝金給付事業の見直し	長寿祝金については、70歳以上の方に一律5千円給付しているが、節目の年齢である高齢者への給付に変更する。	検討	実施	→	→	社会・障がい福祉課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
18	普通建設事業の見直し	厳しい財政状況を踏まえ、重点化と効率的な財源配分に取り組みつつ、普通建設事業の削減を行う。	検討	実施	→	→	関係課
21	その他業務等見直しによる削減	全課における業務等の見直しを行う。	実施	→	→	→	全課
65	イベントなどの見直し	地域のまつり、イベントについては、その必要性や意義、費用対効果等の面から、内容の総点検を行い、廃止、統合、拡充など幅広く見直すとともに、実施にあたっては経済性や効率性の観点から最も有効な手法を検討する。	検討・実施	→	→	→	関係課
81	附属機関である審議会、協議会等委員の選出方法、委員数の見直し	附属機関である審議会等については、設置目的を勘案しながら、所管の部署で設置・運営しているが、委員の過度の重複や長期就任、女性登用率の低迷、あるいは市民公募の有無等を含み、設置・運営について取り扱いに差異があるため、基本的なルールを設定する。また、パブリック・コメント制度やタウンミーティングの開催など市民からの意見を募集することにより、委員数の見直しを行い、原則として20%削減を目標とする。なお、すでに審議会等が設置されているものについては、委員の任期満了時点で適切な委員選出方法及び委員数を検討する。	実施	→	→	→	関係課

(2) 経費節減の取り組み

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
3	不必要な電気機器の撤去	不必要な電気機器については、撤去することにより電気料金の節減を図る。	検討	実施	→	→	総務課
4	エレベーターの稼働台数見直し	エレベーターの稼働台数を見直し、毎月の保守点検委託料及び電気料の節減を図る。	検討	実施	→	→	総務課
5	公共施設の業務用電力契約の見直し	現在の業務用電力契約をより効率的な供給条件の内容に変更することにより、大幅な電気料金の節減を図る。	実施	→	→	→	総務課
6	時間外勤務管理の徹底	時間外勤務管理の徹底、ノー残業デーの徹底、週休日の振替、勤務時間の割振変更の促進等により時間外勤務の縮減を図る。	実施	→	→	→	人事課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
7	共通物品の経費節減	共通物品の使用について職員1人ひとりが一層の節約に努め更なる経費の節減を図る。	実施	→	→	→	契約課
8	公用車管理の見直し	車両ごとの稼働状況把握に努め、台数の適正化を図る。	検討	実施	→	→	管財課
9	公用車整備費の見直し	整備記録を基にした仕様書、予定価格により公用車の車検等整備を実施する。	実施	→	→	→	管財課
10	ごみ袋の形態の見直し	ごみ袋の形態については、ごみ袋の購入費及び市民ニーズ等を総合的に勘案し検討する。		検討・実施	→	→	環境施設課
11	各種助成措置の節減	生活保護世帯に対する各種助成措置については、合併協議に伴い11品目を3品目に絞り、継続していたが、本事業品目（ランドセル・水着・タオルケット）は生活扶助費に算定されているため、節減の方向で検討する。		検討・実施	→	→	保護1・2課
19	交際費の見直し	支出の必要性等を再検討し、更なる見直しを行う。	検討	実施	→	→	関係課
20	電算委託料の見直し	電算機器の初期投資経費と費用対効果を再検証し、業務委託を見直しながら更なる経費の縮減を図る。	検討	実施	→	→	情報推進課
22	庁舎等清掃（維持管理）の見直し	日常清掃業務として行なわれている清掃委託業務の一部を職員で行なう。	検討	実施	→	→	総務課
41	公共工事コストの縮減	「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を早期に制定し、公共工事の計画・設計等の見直しや、公共工事発注の効率化等の施策を講じることにより工事コストの縮減を図る。また、今後開発される新工法等の導入等によりさらなる縮減を図りながら、「機能・品質の確保」「不当なしわ寄せの防止」「不正行為の排除の徹底」に留意することで、適正な価格で品質の高い公共財産が調達できるよう努める。	検討	実施	→	→	関係課
87	旅費（航空運賃）の支給見直し	航空運賃については、旅費担当課が実勢価格を調査し、期間を定めて定額を支給しているが、バック料金等を活用すれば安価になることも考えられるため、旅行者への出張に係る事務委託について検討する。	検討・実施	→	→	→	人事課
89	時間外手当の削減	事務事業の効率化を図り、予算ベースで10%を削減する。	検討	実施	→	→	人事課

(3) 行政評価制度の導入

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
43	行政評価制度の導入	限られた財源と人材のより効果的な活用方策として、庁内で統一的な方針のもと各種事務事業を評価するシステムを確立するとともに、当該事務事業評価をもとに施策・政策レベルでの評価手法を検討し積極的に導入を推進する。	検討	→	実施 (試行)	→	総合政策課・行財政改革推進室・財政課

(4) 入札・契約の適正化

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
42	入札・契約制度の改善	適正な価格で、より品質の高い社会資本を確保するために、不良不適格な業者を排除し、談合による落札率の引き上げを防止する等のための調査・検査体制の充実を図り、契約制度の更なる改善を行う。		検討・実施	→	→	契約課

(5) 外部監査制度導入等による監査機能等の充実・強化

79	外部監査制度導入等による監査機能等の充実・強化	外部監査制度など新たな監査制度の導入を検討し、監査機能等の充実・強化を推進する。また、事務局も土木、建設、設備工事等がチェックできる再任用職員等の採用も検討し、監査委員の補助として効果的・効率的かつ適正な事務事業となっているかなどを事細かにチェックできる体制を再構築する。		検討・実施	→	→	監査事務局
----	-------------------------	--	--	-------	---	---	-------

2 民間委託等による民間活力の活用

(1) 民間活力の導入

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
45	民間活力等導入に関する方針・計画の策定	効率性や有効性の向上に向けた行政経営の改革のために、民間企業の経営手法を可能な限り公的部門に導入していくこととし、「公共サービスであっても民でもできる業務」については、大量定型的な業務や時期的に集中する業務などはアウトソーシングを取り入れる。また、「公でなければできない業務」についても、外部の人的資源を可能な限り活用するなどの方針を策定し、積極的なアウトソーシングを展開する。なお、導入にあたっては、市民サービスの低下を避けつつコスト削減の効果が得られるよう、職員配置適正化方針に基づく職員数の削減状況と調整を図り、計画的に推進する。		検討・実施	→	→	行財政改革推進室

(2) 指定管理者制度の活用

No	項目	内容	計画年度				担当課
			18	19	20	21	
46	指定管理者制度の活用	市民サービスの向上及び管理経費の縮減を図るため、指定管理者制度の早期導入を推進する。また、すでに同制度を導入している施設において、利用料金制度を採用することにより、管理者が企業努力を行うことで、少しでも収益が見込まれる施設については、職員の事務の簡素・効率化も考えられることから、利用料金制度の採用を検討する。	実施	→	→	→	関係課

(3) PFI手法の適切な活用の検討

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
47	PFI手法の適切な活用	PFI手法を活用した公共サービスの提供を選択できるよう、早期に内部検討組織を立ち上げ、その手法等について調査研究を行う。	検討・実施	→	→	→	総合政策課

(4) 市場化テストの積極的な活用の検討

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
48	市場化テストの積極的な実施の検討	公共サービスの質の向上及び経費の節減を図る観点から、市場化テストの積極的な活用について、内部検討組織を立ち上げ、実施に向けた検討を早期に行う。		検討・実施	→	→	総合政策課

3 組織機構の見直し、定員管理の適正化

(1) 組織機構の見直し

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
82	抜本的な組織・機構改革の実施	定員削減を前提としつつ、市民ニーズや喫緊の課題に対する適切な対応の確保と、より迅速な意思決定を可能とするような、スリムで柔軟かつ効率的で市民にわかりやすい組織・機構体制の確立を図るため、部、課、係の統廃合を行う。また、本庁と支所との連携を深めるため、事務決裁規程等の見直しを行う。	検討・実施	→	→	→	行財政改革推進室
83	臨時職員数の削減	事務事業の整理合理化、組織・機構の再編により、一層の削減を行う。	検討	実施	→	→	行財政改革推進室
84	非常勤嘱託職員数の削減	事務事業の整理合理化、組織・機構の再編により、一層の削減を行う。	検討	実施	→	→	行財政改革推進室

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
85	組織のフラット化の検討・実施	現在、本市の組織は、合併に伴って総合支所方式を採用するとともに、係と課長補佐を配置する「係制」が基本となっているが、係の職員数及び係間の縦割りによる弊害など事務処理や意思決定などの対応に支障を招くことがあることから、早急にフラット化のメリット、デメリットを研究し、部分的導入なども含めて、将来フラット化への移行を検討する。		検討・実施	→	→	行財政改革推進室

(2) 定員管理の適正化

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
86	定員適正化計画の策定・実施	合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら、事務事業の整理・効率化、民間委託の推進（指定管理者制度導入含む。）、組織の合理化、職員の適正配置の観点から定員適正化計画を策定し、順次実施する。平成23年4月までに全職員数を平成18年度に比べ13.9%（168人）削減することを目標とする。	検討	実施	→	→	人事課

4 給与等の見直し

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
90	特別職の報酬の減額等	市長の給与10%カット、助役・教育長・水道事業管理者の給与5%減額を行い、収入役は未設置としている。19年度以降の継続及び削減率については、18年度中に検討する。	実施	検討・実施	→	→	行財政改革推進室
91	一般職の職員給与の減額	国家公務員に準じ、新給料表の導入等職員給与の見直しを図る。また、地域手当の見直しを行う。	検討	実施	→	→	人事課
92	管理職手当の削減	財政状況を勘案し、管理職手当の特例減額を実施する。	検討	実施	→	→	人事課
88	日当の支給額の見直し	日当の支給については、現在、県内日帰りの日当を廃止し、県内宿泊と県外出張について支給しているが、廃止を含めた削減について検討する。	検討・実施	→	→	→	人事課

5 公共施設の統合整理及び有効活用等

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
49	公共施設のあり方についての検討	公の施設の効果的・効率的な運用を早急に検討する必要がある、指定管理者制度の導入に止まることなく、本来の公の施設としての役割を見直し、廃止、統合、改善、有効利用等も含めた総合的点検作業を行う必要があることから市民や外部有識者等を含めた「公共施設のあり方検討委員会（仮称）」を早期に設置し、調査・研究を行う。		検討・実施	→	→	行財政改革推進室
50	公共施設の民間譲渡の推進	民間と競合する施設、公の施設としての役割を終え他の施設で代用できるもの、利用者がほとんどなく今後も利用者増が見込めないものなどの施設は、経費削減及び財源の確保の観点から民間譲渡、廃止又は用途変更を検討する。		検討・実施	→	→	行財政改革推進室
51	支所・出張所のあり方についての検討	簡素で効率的な行政を推進する上で市民サービスを行うに相応しい支所・出張所のあり方について検討する。	検討・実施	→	→	→	行財政改革推進室
52	八木山高原集会所・八木山高原ユースホステルの民間譲渡の検討	八木山高原集会所・八木山高原ユースホステルについては、民間譲渡を検討し、将来の経費の削減を図る。	検討	→	→	実施	商工振興課
53	学校給食運営の見直し	学校給食については、給食センター方式と自校式を併用しているが、給食センターの老朽化に伴い建替えが必要である。早急に学校給食運営審議会で協議を行い、センター方式と自校式の併用、すべて自校式又はすべてセンター方式のどちらかに決定し、別に設置予定の「公の施設のあり方検討委員会（仮称）」での協議結果をもとに整備計画を策定する。なお、センター方式、自校式を問わず、民間委託も含め、検討する。	検討・実施	→	→	→	学校給食課
54	公立保育所運営事業の見直し	市内31箇所の保育所において保育業務を実施しており、その内の15箇所が公立保育所となっている。公立保育所と私立保育所を比較すると、その運営に係る経費（特に人件費）には大きな開きがあるため、施設の配置や定員の見直しについては、平成19年3月までに出来る予定の次世代育成施策推進委員会の答申に沿って検討する。	検討	→	→	実施	保育課
55	愛生苑及び頼田志ら川荘の取扱い	愛生苑は、平成18年度中に飯塚広域市町村圏事務組合から移譲される。頼田志ら川荘については愛生苑へ統合し、統合した愛生苑は民間へ移譲する。	検討	実施	→	→	高齢者支援課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
56	市立穎田病院の取扱い	内科常勤医師3名の派遣が平成19年度から困難となり、また、既存の建物は、建築後39年が経過し継続的な施設の利用が困難なほど老朽化が著しく、患者が漸減し医業収益が減収し、平成17年度決算では、赤字となり、今後も大幅な赤字が予想される。このようなことから、現状有姿で民間へ移譲する。	検討	→	実施	→	病院局
57	野球場の管理運営の見直し	市営野球場は市内に5箇所あり、その内4箇所でナイター使用ができる。ナイターの利用者が年々減少傾向にあり、管理経費の節減及び事務の効率化等の観点から、ナイター利用について検討する。		検討・実施	→	→	スポーツ振興課
58	遊休資産の積極的な処分	市の資産である遊休地等については、実態把握を行いながら、物件ごとの処理方針を定め、今後の活用方針がないものについては、計画的かつ積極的な売却を行うことで、管理費の縮減と売却収入による自主財源の確保を図る。	検討	実施	→	→	管財課
59	公共施設（空きスペース）の有効利活用の推進	「公共施設のあり方検討委員会（仮称）」において、支所や小中学校など公共施設の空きスペースの有効利活用について検討する。		検討・実施	→	→	行財政改革推進室
60	公の施設等の利用者増に向けた改善	開館日、開館時間が定められているが、より多くの市民に利用していただくために、開館日の拡大や開館時間の延長等について検討を行うとともに、市民の意見・提案を聴くために定期的にアンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努め、施設運営や実施事業等に反映させる。また、スポーツ施設の「体育の日」の無料開放やスポーツ施設、文化・生涯学習施設等の無料利用券の配付なども検討するとともに、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校の児童生徒の生涯学習の一環としての活用など、施設の有効利活用策を検討する。	検討・実施	→	→	→	関係課

6 歳入の見直し

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
24	職員の公共施設駐車場利用の有料化	自動車通勤の職員の駐車場については、本庁、支所及び出先機関において取扱いが異なっており、市民の理解を得るとともに、公平性の確保及び適正な財産管理の観点から、公共施設駐車利用料を徴収する。なお、短期雇用の臨時職員等や公共交通機関では勤務場所まで通勤できない職員もいることから、職員の意見を聴きながら実施要領等を作成し実施する。	検討	実施	→	→	総務課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
25	課税客体の適正把握	市民税未申告者に対する指導、市民税の市外扶養者、入湯税・固定資産税（償却資産）課税対象事業者の実態調査等を随時実施することにより、適正課税の推進、公平性及び税収の確保が期待できるため、毎年時期を定めて徹底的に実施する。	実施	→	→	→	課税課
26	固定資産税の税率の見直し	固定資産税の税率の見直しを検討する。		検討	→	実施	課税課
27	法人市民税の均等割及び法人税割の税率の見直し	法人市民税の均等割及び法人税割の税率の見直しを検討する。		検討	→	実施	課税課
28	手数料の見直し	住民基本台帳事務及び印鑑登録事務等並びに税証明関係事務に係る手数料の見直しを検討する。	検討	実施	→	→	市民課・納税管理課・関係課
29	ごみ収集手数料の見直し	ごみ収集手数料については、市民生活に密接しており、その与える影響は多大なものであるが、ごみ収集・運搬、処理に係る経費が増大しているのが現状であり、収集・処理経費の削減を積極的に図りながら経費を積算し、見直しを検討する。		検討	→	実施	環境施設課
30	保育料の見直し	保育料について旧1市4町では、国の徴収基準額に対して79%から99%であったものを80%に統一を図ったものであるが、保育料の適正な負担のあり方については、今後、他市の状況を勘案しながら検討する。		検討	→	実施	保育課
31	児童クラブ利用料の見直し	児童クラブ利用料については、合併協議で決定された3,000円では、一般財源からの持ち出しが多額である。従って、適正な料金を検討し応分の負担を利用者に求める必要があるため、今後、利用料の見直しを行う。	検討	→	実施	→	児童育成課
32	市税等滞納整理対策の実施	負担の公平性及び財源の確保の観点から、市税、使用料、貸付金等の徴収率の向上を目指して、具体的かつ現実的な施策を講じながら、滞納整理の集中的かつ計画的な実施を行う。このため、内部の検討組織を設置し、滞納防止及び滞納整理対策を推進する。なお、各担当部署においては、市税等の滞納者に対して、時期を失することなく適正な納税等指導を行うとともに、目標設定を行い、徴収率の向上に努める。	実施	→	→	→	関係課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
33	インターネット公売 (不動産、動産)の取 り組み	滞納整理を行うにあたり、換価できるものについては、積極的に処分・換価し、滞納整理の強化に努めているが、不動産、動産については換価できておらず、不動産などは差押えたままの状態となっていることから、より収増を図るために、業務改革の一環としてインターネット公売に取り組み、換価できていない動産等を換価し、収増の確保に努める。	実施	→	→	→	納税管理課
34	企業誘致の推進	雇用の拡大、定住人口の増加、収増の増加などや活気・活力あるまちづくりのため、企業誘致を進め、地域経済の再生・活性化を図る。	実施	→	→	→	商工振興課
35	公立幼稚園預かり保育 実施について	市立幼稚園3園のうち、幸袋幼稚園のみが預かり保育を実施しており、庄内・かいた幼稚園は実施していない。平成19年度より庄内・かいた幼稚園においても実施する。	検討	実施	→	→	学校教育課
36	市立幼稚園の通園バス 利用料の見直し	市内私立幼稚園においては、通園バス利用料を1,000円～2,500円程度徴収しているが、市立幼稚園3園のうち庄内・かいた幼稚園は通園バスが無料で利用できる。平成19年度から、月額1,000円のバス利用料を徴収する。	検討	実施	→	→	学校教育課
37	公の施設の使用料減免 の見直し	公の施設の使用料については、条例の規定に基づき、主催・共催・後援等の事業で公益性があると認められるものに対し、減免しているが、公の施設の使用料は、広く市民が負担しているため、市民の理解が得られるよう「市の共催等に関する基本要綱(仮称)」を早期に制定し、受益者負担の観点から厳格な運用を図るとともに、市民との協働における公の施設の役割の観点を含め減免のあり方について見直しを行う。	検討	実施	→	→	関係課
38	市有財産への有料広告 の掲載の推進	市民サービスの向上を図るための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため、市有財産への有料広告の掲載を推進する。「市有財産への広告掲載等に関する要綱(仮称)」を早期に制定し、各部署における取り組みを徹底する。	検討	実施	→	→	関係課
39	基金の適切な運用	元本が保証され、より金利の高い債権等の運用を行う。	検討	実施	→	→	財政課
40	公の施設の使用料の見 直し	受益者の負担の公平性と財源の確保の観点から、使用料の見直しを行い適性化を図る。	検討	実施	→	→	関係課

7 補助金等の見直し

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
23	補助金等の見直し	補助及び交付金については、総合的な補助金交付基準（終期を設定し定期的に見直す仕組みや一定の限度を設定する内容等を盛り込む。）を早期に策定するとともに、検討委員会を設置し、総合的かつ客観的に個々の補助金等の役割・効果等の評価を行い、整理統合の可能性及び所期の目的を達成したと認められるものの廃止を検討する。また、旧市町等に存在する同一・類似目的の団体で補助金等を交付している団体については、組織統合の推進を図るとともに、公益性・公平性・必要性・経済性等を検討し、補助金等の整理合理化を図る。	実施	→	→	→	関係課

8 外郭団体等の経営の健全化（第三セクター等の見直し）

62	外郭団体等との随意契約の見直し	外郭団体等との随意契約については、国の取り組みを踏まえ、住民の視点に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、適正化に向けた検討を早期に実施する。		検討	実施	→	関係課
63	外郭団体等の統廃合を含めた見直し	外郭団体等については、自立した団体として運営の効率化を図るとともに、業務内容や経営内容、公的支援（人的支援を含む。）のあり方などについて検証し、市民に情報を公開しながら、統廃合を含めた検討を行う。また、外郭団体等向けの補助金、委託金については、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、今後5%以上の抑制を図る。	検討	→	実施	→	関係課

9 その他

(1) 職員の意識改革と人材育成

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
93	職員提案制度の導入	職務に関して常に改善意識の向上を図るため職員提案制度を導入する。		検討・実施	→	→	行財政改革推進室
94	職員研修制度の改善・強化	接遇などのコミュニケーションスキルの強化をはじめ、市民の視点に立った職務遂行を心がけるための研修を強化する。また、自らの業務をより効率的・効果的に見直すことで成果重視の行政運営が図られるよう、事務改善能力や政策形成能力の向上に努め、プロ意識の高い人材を育成する。	実施	→	→	→	人事課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
95	スペシャリストの育成	地方分権をはじめとして、時代の大きな変化に対応するために、採用から定年に至る職務期間ごとの配置管理と研修等をリンクさせながら、広範な知識と経験を持つとともにその分野におけるスペシャリストとしての職員を育成する。特に、法務能力、情報能力、企画立案能力など一般の職場では習得しがたい知識や能力を持つ職員の育成を図りながら、職員自身が法務研修、パソコン研修、接客研修などの講師として職員研修が行えるよう、各種指導者研修等を活用しながら内部講師の養成を推進する。	実施	→	→	→	人事課
96	新人事評価制度の試行と導入	職員一人ひとりの能力、職務上の実績などを客観的に把握し、公平・公正に評価する効果的な新人事評価制度の試行を行い、段階的導入を図る。	検討・実施	→	→	→	人事課
97	昇任資格試験の導入	職員の昇任に際しては、新人事評価制度とともに昇任資格試験の活用を検討する。			検討・実施	→	人事課
98	希望異動選択制度の導入	複雑、多岐にわたる業務に対し、職員個々が持っている得意分野の能力を発揮することによる職員の「やる気」の掘り起しを図る。	検討・実施	→	→	→	人事課

(2) 行政サービスの充実向上

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
66	行政サービスの統一・平準化	合併時に調整できなかった事務事業や、暫定的な措置として経過措置を設けている事務事業などについては、地域間格差が生じているものも多数あり、地域の一体性・均衡ある発展の確保のためには、早期の統一・平準化することが課題であり、本市の財政状況や地域の実情等を勘案しながら、市民、地域や関係団体等と積極的に協議・調整を行い、改善を図る。	検討・実施	→	→	→	行財政改革推進室
67	窓口等における市民への適切な対応	市民に対する接遇については、職員への啓発、研修を行うとともに、職員の資質向上を図り、行政サービスの質的な向上を推進する。市民にわかりやすいことばを使用することで、市民との情報共有や、市民のための仕事といった職員の意識改革を推進するため、マニュアル等を作成し活用する。	実施	→	→	→	人事課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
68	職員時差出勤制度（フレックスタイム制度）の導入による窓口業務の延長の検討	職員時差出勤制度（フレックスタイム制度）の導入により窓口業務の延長を検討する。		検討	試行		人事課
69	市民カードの普及、自動交付機の利用促進	住民票等自動交付機を本庁・支所・出張所合わせて10台設置しているが、市民カードの普及・啓発を行い、土・日曜日、休日及び夜間も利用できる利便性等について広報に努めるなど、利用促進策を積極的に推進し、同自動交付機の利用率を上げ、住民サービスの向上を図る。	実施	→	→	→	市民課・納税管理課

(3) 協働によるまちづくりの推進

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
71	まちづくりのための市政懇談会（タウンミーティング）の定期的な開催	市政情報を共有することで市民の理解を得るとともに、市民の声を市政に活かしていくことで、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるための意識を醸成していくため、市政における課題等からテーマを選択し毎年1回程度市政懇談会（タウンミーティング）を実施する。	実施	→	→	→	総合政策課・関係課
72	地域自治組織等と行政との連携のあり方の検討	地域自治組織等と行政との連携のあり方を検討するための内部検討組織を早急に設置し、地域コミュニティを構築するうえでの問題点や課題を整理・把握し、関係団体等と協議を行いながら、まちづくりに関する共通認識の形成や意識醸成を図るとともに、様々な活動主体とネットワーク化を進め、まちづくりの推進母体となる地域自治組織等の形成に向けた取り組みを推進する。	検討・実施	→	→	→	総合政策課
73	行政パートナー制度導入の検討	支出を抑えつつ行政サービスを維持するため、行政に代わり市民自らが知識・経験・時間を活かして公共サービスの提供に協力する「行政パートナー制度」の導入について検討する。	検討・実施	→	→	→	総合政策課・市民課・生涯学習課・関係課
74	協働のまちづくりに向けた職員の意識改革と地域活動への参画の推進	市主導型の行政から市民総参加による協働型社会への展開を推進する必要があることから、職員の意識改革を促すとともに、地域活動に対する市職員の自主的・主体的な参加を促進する。さらに、市民に対して地域活動への参画を促進するような啓発活動を行う。	検討・実施	→	→	→	総合政策課・市民課・生涯学習課・関係課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
75	ボランティアの活動の 拡充	市民のみならず、ボランティア団体 への広報PR活動を積極的に行い、 活動の拡充を図る。	実施	→	→	→	総合政策 課・関係課

(4) 市民の参画機会の拡充

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
64	高齢者、有識者、大学 生等の人材活用	本市は高齢化が進んだまちであり、 また、市内には3大学があり多くの 教授、学生、留学生が居住してい る。地域の個性及び特性を生かした 一体性・均衡あるまちづくりを展開 するために、高齢者や学生などがも つ知識・経験や発想を地域に活かす ための取り組みを積極的に推進す る。そのためには、まちづくりを コーディネートするリーダーたる人 材を発掘し育成するため、意欲を 持った人材がまちづくりの考え方や 手法を学ぶ場を提供するとともに、 種々の講座の開催や退職者、高齢 者、学生の参加によるまちづくりの ための啓発などを実施し、まちづく りに必要な人材や組織を育成する。	実施	→	→	→	関係課
76	審議会・協議会等附属 機関の見直し	審議会等において、より効率かつ実 効ある審議・審査を行うため、審議 会等の設置、運営等の総合的な指針 を早期に制定し、女性委員、公募委 員の拡大等を推進する。	検討	実施	→	→	総合政策 課・関係課
77	パブリック・コメント 制度の導入	制度導入や計画策定時の過程におい て、素案、趣旨、内容等必要な事項 を広く公表し、市民から意見を求 め、提出された意見に対する市の考 え方を公表するなど、市民の意見を 反映させていく制度を早期に導入す る。	検討・実 施	→	→	→	総合政策課

(5) 情報公開・情報提供の充実

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
44	財務書類の整備・公表	「新地方公会計制度研究会報告書」 を踏まえ、発生主義の複式簿記の考 え方による国の作成基準に準拠した 財務書類の整備を行い情報を開示す る。	検討	→	→	実施	財政課
70	地域情報化の推進	全国的に電子自治体の構築推進が加 速化する状況において、地理的に不 利な地域や年齢等による情報格差が 発生しており、地域情報化の推進に 向け、関係機関等と協議・調整を行 いながら、計画的かつ効率的に推進 する。	実施	→	→	→	情報推進課

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
78	広報活動の充実及び個人情報保護の推進	広報活動は、市政全般に関する正しい情報を発信し、市民との協働によるまちづくりを進め、市政への理解と協力を得るうえで重要なものである。広報活動に対する職員の意識を改革するとともに、効果的・効率的な広報活動を再構築し、市政情報の積極的な発信を目指す。また、市の機関における個人情報の取り扱いの徹底、保護に努めるとともに「個人情報保護条例」の適正な運用に努める。	実施	→	→	→	関係課
80	利用者の視点に立ったホームページ機能の充実	自治体のホームページは、単に行政情報を提供するものから、インターネット上に構築する電子入札や電子申請等の電子自治体そのものへと変化することが求められている。そのため、利用者の視点に立ったアクセスの容易さ、使いやすさ、ユニバーサルデザインを踏まえた画面設計などに留意し、更なるホームページ機能の充実を図る。	実施	→	→	→	情報推進課

10 地方公営企業の経営健全化

No	項目	内容	計画年度				中心となる 担当部課
			18	19	20	21	
61	中長期経営計画の策定	上下水道事業については、現在検討中の新市における基本計画等を考慮しながら中長期経営安定化計画を策定する。なお、公営企業は独立採算であるため、さらなる民間活力の導入、組織の見直し及び施設の統廃合等、経費縮減に努める。将来赤字が予想される場合は、使用料の改定時期、改定率を検討し、経営の健全化に向けた取り組みを行う。		検討・実施	→	→	上下水道部